

2021年2月17日

元社員による工事代金名目の不正な金銭取得についてのお詫び

積水ハウス不動産中部株式会社
代表取締役社長 松波 康夫

この度、弊社諏訪賃貸営業所に在籍していた元社員がお支払い頂く根拠のない工事代名目で、長野県内のアパートオーナー様から金銭を不正に取得していたことが判明いたしました。被害に遭われたお客様に、心よりお詫び申し上げます。弊社が把握している損害についての賠償を行い、被害の全容の究明を進めております。

オーナー様の大切な資産の管理という重要な役割を委託頂いているにもかかわらず、本件のような不正事案が発生しましたことを、役職員一同、厳粛に受け止め、事態の究明と再発防止に努めるとともに、役職員の教育に徹底して取り組んで参ります。

被害に遭われたお客様をはじめ、お取引頂いているお客様並びに関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、あらためまして深くお詫び申し上げます。

【経緯概要】

- ・ 本年2月7日、弊社諏訪賃貸営業所に在籍していた元社員が会社が無断で作成した領収書（合計金額250万円）が本件アパートオーナー様に発行されていることが判明いたしました。
- ・ 元社員が本件領収書と引き換えに当該オーナー様から現金を受受し、自身で消費した事実を認めたことから、弊社は重大な不正行為と判断し、元社員を2月13日付で懲戒解雇いたしました。
- ・ 当該オーナー様に対しましては、直ちに上記の被害金額を返還いたしますとともに、他に問題のある工事契約やお支払いがないかの確認を進めております。
- ・ 元社員が関与した工事代金のお支払いの内、根拠が不明確な支出等が判明しました場合には、弊社が責任をもって損害の賠償を進めてまいります。

以上